

2015年12月議会 一般質問

2015・12・8 今井光子議員の質問

* 議会の音声記録から共産党県議団が作成したもので、公式の会議録ではありません。
日本共産党奈良県会議員団

1、陸上自衛隊駐屯地誘致及び広域防災拠点整備について

今井光子議員 陸上自衛隊駐屯地誘致及び広域防災拠点整備について知事に質問します
戦争法が可決して以後、戦争する国づくりが進み、28年度軍事予算は5兆円を超えると報道されました。10月30日日本平和大会イン富士に参加しましたが、全国の自衛隊の駐屯地、米軍基地では基地の機能強化が進められていました。憲法違反の平和安全法の廃案を求める声はますます広がっています。

政府はアメリカいなり政治を進める一方、アメリカに押し付けられた憲法だから改正が必要と矛盾しています。押し付けられるというのは嫌なものを無理にさせることです。日本国憲法は70年間紛争が絶えなかった世界の中にあって、戦争しないでこられた我が国が誇る素敵なおものです。

日本国憲法は高野岩三郎ら民間の研究者の草案が参考にされ、植木枝盛らから連綿と続く日本人の自由民権への意志が投影されています。最終的には日本政府の案として国会に提出され、衆議院で「賛成421、反対8」の圧倒的多数の賛成によって決定したのが日本国憲法です。素直にありがとうといって使えばいいではないでしょうか。

戦争法を廃案にして憲法9条を世界に広げる事こそ日本の果たす役割であり、その中で奈良県は全国でただ一つ陸上自衛隊の駐屯地を持たない県としてその役割は重要です。

県内では昨年度も小学校の修学旅行はすべて被爆地広島、長崎に行くなど、子どもの頃からの平和教育が行われています。

戦後まもなく、奈良県に米駐留軍や保安隊の基地建設が行われようとしたが、建設に反対する県民のたたかいで断念させました。

1952年、米兵向けの慰安施設「奈良レスト・レクリエーションセンター（RRセンター）」が、奈良市尼ヶ辻町に設置されました。地域では米兵による犯罪が多発し、風俗の乱れは極に達し、市民や学生から抗議と「センター」廃止の運動が起き、奈良県地方労働組合総評議会、奈良ユネスコ協力会、婦人、教育団体などが「センター廃止期成同盟」を結成し、1年3カ月余のたたかいで移転・廃止を勝ち取りました。

1953年には保安隊の基地建設反対の「一点共闘」が結実し当時の知事を始め、市町村長、各級議員、財界などに支援を要請し、労働組合、地域自治会、PTA、婦人団体、宗教者などとの「一点共闘」の輪を広げ、1957年、国は保安隊建設をあきらめ、地区に奈良学芸大学（現奈良教育大学）の移転を決めました。奈良県に陸上自衛隊の基地がないのは、平和を希求する県民の世論と運動の上に今日の奈良県が存在しているからです。

10月20日 日本共産党県議団は防衛省に奈良県の駐屯地問題で直接意見を聞きにいったきました。防

衛省は「奈良県からは平成25年から要望を頂いているが困難と答えている。」とのこと。ヘリポートの調査費については今年度調査を行い地形や風向きなど設置可能かどうかも含めて今年度中にまとめるとのことでした。県が考えているような、国がヘリポートの場所を特定したら県の広域防災施設を作るということでは、いつになるかわからないという印象を受けました。

そこでお伺いします。

奈良県の災害対策を進めるには、陸上自衛隊ヘリポート誘致に固執するのではなく、現在老朽化が進んでいる消防学校建て替えを中心とした広域防災拠点整備を優先すべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 本県では県内の地震、大洪水はもとより南海トラフ巨大地震による津波被害の発生が予想される紀伊半島でございますので、紀伊半島海岸地域への救援も見据えまして五條市への陸上自衛隊ヘリポート及び駐屯地の誘致をすすめております。まずは、救援活動の拠点となる自衛隊ヘリポートの先行的整備を五條市とともに働きかけているところでございます。

平成25年12月に閣議決定されました防衛計画の大綱におきましては防衛力の役割に大規模災害等の対応が大きく位置づけられております。自衛隊にとりまして、南海トラフ巨大地震など大規模災害への対処が従前にもまして重要視されているように思っております。このような背景がありまして、防衛省では本県の考えにご理解をいただいていると思っております。

昨年度に引き続きまして今年度も予算を計上して、県と共同してヘリポートの配置計画の検討にかかる調査をすすめていただいております。来年度予算の概算要求におきましても自衛隊の展開拠点確保にかかる基本構想業務として本県の構想に約400万円を計上していただいております。現在、ヘリポートの候補地を一箇所に絞るべく五條市、県、防衛省で検討をすすめているところでございます。

この11月には私が、防衛大臣政務官および陸上幕僚長に要望をおこないました。防衛省が陸上自衛隊ヘリポートの設置を否定されているとは感じませんでした。大変、前向きな感触を感じたところでございます。

一方、駐屯地の設置については、現在、防衛省で陸上自衛隊駐屯地を南西地域に整備するなど予算面でも余裕のない時期だとおっしゃっております。すぐに予算的に対応していただくことが難しいことは承知をしております。このため、ヘリポートの先行整備をお願いしているところでございます。

自衛隊のヘリポートの整備さえあればとりあえず、大規模災害時、例えば鬼怒川の大水害のようなものが、大和川におこることは十分予想されるわけでございますが、その場合でも陸上自衛隊のヘリポートによる県民のピックアップなどが迅速におこない、救援が可能となり、県民に大きな安心感をもたらすことができますので、ヘリポート先行整備型の駐屯地の県内への配置がぜひとも必要だと考えているところでございます。

陸上自衛隊の駐屯地誘致は県議会におかれましては、誘致推進に関する意見書を国に提出されております。現在、取り組みとしてすすめられているものと認識をされているところでございます。引き続き、五條市とともに粘り強く続けてまいりたいと考えております。

また県では大規模災害時に県内外への迅速な応援を実施するために救助要員のベースキャンプ機能、救援物資の備蓄、集配機能などを有する県の広域防災拠点を消防学校とあわせて、新たに設置することが効果的であろうかと思っております。このため昨年度から新しい消防学校に必要な教育訓練内容や施設整備の構成、ならびにあわせて整備する広域防災拠点の機能について検討をすすめているところでございます。人命救助の中心となります自衛隊、警察、消防の3つの組織が一箇所を拠点に連携することができれば、災害時の初動対応において大きな力が発揮できると考えております。

このことから県の施設だけを整備することは考えておりませんが、防衛省が自衛隊のヘリポートの整備の場所を決定していただければ、消防学校および広域防災拠点の整備を先行して着手することは可能と考えております。今後とも県にとって最良の姿であります陸上自衛隊ヘリポートと隣接し、消防学校を併設した広域防災拠点の実現を引きつつきめざしてまいりたいと思っております。

2、 県職員の時間外勤務の縮減に向けた取組について

今井光子議員 県職員の時間外勤務の縮減に向けた取組について知事に質問します。11月27日奈良商工会議所で厚生労働省主催による過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されました。御遺族の発言がありました。40歳で妻と幼い子どもを残して自殺されたAさん。なれない職場に単身赴任で転勤されうつ病を発症、月300から350時間の労働。そんな夫を見ながら妻もうつ状態で子どもを育てる環境ではなくなる中、夫は「ゴメン」と言い残してなくなりました。夫がどんな働きをしてきたか知りたいとタイムカードの情報開示を求めましたが記録がないと言われ、白紙だったという事です。当時の友人、知人から情報を集めて労災認定はしましたが夫は戻ってきません。ワーク・ライフ・バランスといいますが、仕事も家庭も余暇もあっての人生であり、それでこそモチベーションも上がりいい仕事につながります。「最後に笑顔で退職できる職場にしてほしい。」と語っていました。

労働基準法では1日8時間週40時間以上働かせる事はできませんが、36協定を結べば青天井で働く事が可能です。24歳の新入社員が急性心不全でなくなったある居酒屋チェーン店では、初任給から80時間の時間外労働を含む賃金は最低賃金。36協定では月100時間の残業を認めていました。裁判で会社側は他の大手居酒屋の36協定で100時間から120時間の時間外労働を認めている事を証拠に提出してきたそうです。

厚労省は「発症前1ヶ月ないし6ヶ月にわたり、1ヶ月おおむね月45時間を越える時間外労働が認められた場合、業務と発症の関連性が強まる。」としています。更に1ヶ月前おおむね100時間、または発症前2ヶ月間ないし6ヶ月間にわたって1ヶ月おおむね80時間を越える時間外労働は業務と発症の関連が強いとしています。

奈良県庁は従業員数で県内最大の職場です。36協定はありません。

平成26年度、県庁職員の1ヶ月以上の長期休暇は91人、そのうち精神および行動の障害が53名と約6割を占めています。日にちが変わらないと家に帰れないとの内部告発も聞きます。夜遅くまで消えない電灯。タイムカードはあっても自分の労働時間を確認できるのは管理職だけで、一般職員は自分の労働時間の確認もできない異様な管理が行われています。

11月20日、夜9時30ごろ若草山のほうから県庁を写した写真です。ほとんどのところで明かりがついております。9月議会で知事は阪口議員の質問に職員一人当たり残業は1ヶ月18.6時間、1日約1時間弱と答えていますが、この日だけでも4時間以上働いていた職員が相当数いた事が推察されます。

この間職員は減らされ仕事量が増え、残業せざるを得ない職場環境が生まれています。「残業命令がない残業は個人が勝手にやっている」と言うことで、記録上では規定内残業時間で仕事がこなせるように見え、そのため人員を増やす理由も、仕事をへらす理由も見えにくく、それが普通になってしまう事は危険です。しかも常に労働時間を管理する管理職がいるわけではありません。

厚労省は平成13年4月6日付で「労働時間の適正な把握のために使用者が請すべき措置に関する基準」を策定しました、その中には、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じない事、等について確認して改善する事とされていますが、これらが守られているか心配しています。

そこでお伺いします。

労使の共通認識として職員一人一人の働き方を見つめ直し、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方ができるように取り組むべきと考えます。県においては職員の時間外勤務の縮減に向けどのように取り組んでおられるのか伺います。

荒井正吾知事答弁 先ほど、県庁庁舎の写真をおみせになりました。昨夜の写真ということですが、昨夜は県議会の答弁資料の作成で職員がたいへんいそがしい日でございます。県民の皆様もいつも、あのような状態であると誤解をしないでいただきたい。昨日は夜、特段忙しい日であります。私の自宅に答弁資料が届くのがいつも遅くなるわけでございます。昨日も、二度にわけて届きましたので。今井先生のものではなかったと思いますが、遅くに答弁資料が届きました。議員の皆様方にも、どんなに厳しいご質問でも、もちろん結構でございますが、できるだけ早く質問をだしていただきたいと。そうすれば職員の残業もなくなるのではないかと、これは今井先生だけではなしに、すべての先生に私からお願い申し上げたいと思います。私も遅く答弁資料が届きますと、夜遅くまで勉強しなくてはいけませんので、早く届くことを願います。

本来の職員の時間外勤務の縮減でございます。大事なことでございますが、これまでから労使間の共通課題として認識をして様々な取り組みをおこなってまいりました。とりわけ、平成24年6月には、私と職員労働組合委員長で奈良県ワークライフバランス推進労使宣言を締結いたしました。労使が協力して時間外勤務の縮減などの取り組みを推進していくことを宣言したものでございます。このような職場は、他の県ではあまりないように聞いております。

具体的な取り組みと致しましては、帰りやすい職場の雰囲気づくりや意味のないつきあい残業をなくすことをねらいといたしまして、平成26年7月から毎週水曜日の定時退庁日に人事課と職員労働組合が連携して本庁舎の各所属を巡回しながら、定時退庁の声かけをおこなっております。時間外勤務命令のない職員が在庁している所属長にたいしましては注意文書を発行するなど厳しく職員および管理監督者に意識改革をうながしているところでございます。

また、この夏のサマータイム期間中には職員労働組合のご要請に応じまして、私自身が定時退庁を直接呼びかける庁内放送を実施いたしました。このほか、長時間労働を含む県庁職員の働き方について、働き方改革をしようという点で合意をしております。新しいパーソナルマネジメントを構築しようというテーマで研究をはじめているところでございます。具体的には、まずこの12月25日に、奈良県パーソナルマネジメント懇話会を開催いたしまして、広く有識者の方をまねきまして日本人の働き方の歴史や公務員の働き方の今日的課題について有識者の方々と意見交換をおこない、智恵をいただき、県の職場がこれからの働き方のモデルとなるようなことをめざして研究をすすめていく予定でございます。

また、これら研究の成果がでますと市町村の職員の働き方改革にもつながればという願いをこめまして、奈良県市町村長サミットにおきましても随時、市町村の現場にフィードバックしながら、県域での工務職場の働き方の改革をめざすパーソナルマネジメントを考えていきたいと思っております。

議員がお述べになりました時間外勤務の縮減は働き方改革の中で大事なポイントでございます。労使間が協力して解決できる課題でもあろうかと思っております。職員が健康で、公私ともに充実した日々がすごせますように積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

3、発達障がい児の療育について

今井光子議員 発達障がい児の療育について 健康福祉部長に質問します。少子化で子どもが減る中、自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害などの発達障害のある子どもは逆に増加しています。2012年に文部科学省が実施した、「通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの発達障害のある可能性のある

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、約6.5%の児童生徒が、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す。」と報告されています。

奈良県総合リハビリテーションセンターの小児科では、診療の約9割が発達障害児の診療であるとのことですが、1999年には22件であった小児科の外来件数が、2014年には943件と43倍にもなっており、奈良県においても発達障害のある子どもが増えているのが現状です。このような発達障害や、その可能性のある子どもたちが、十分な医療や療育が受けられているのか非常に心配です。

実際、総合リハビリテーションセンターの小児科では、再診の予約も、6、7か月後でないといえない状況になっていると聞いています。

11月10日少子化対策女性の活躍促進特別委員会では、県が奈良県社会福祉事業団に委託をし、実施している「発達障害児医学的療育支援事業」について視察をさせていただきました。この事業は、医学的な支援等が必要な発達障害児等について、作業療法士が、保育所や療育教室など地域療育機関等を訪問し、直接支援方法等の指導や助言を行うとともに、保育士など発達の支援を行っている者を対象に研修を行い、より多くの発達障害児等に対して、早期治療等を実施できる地域の療育体制の構築を図るというものです。

この事業でも、平成24年131件の訪問で指導や助言を行った子どもの数は941人だったものが、平成26年には、318回2124人と2倍以上になっているとのことでした。それらの子どものうち、68%、1274人の子どもが医療機関や療育機関を利用しておらず、保護者に対しても、早期療育の必要性の助言などを行っていると同いました。

発達障害については、早期に療育を始めるほど、その治療効果は高くなるといわれています。発達障害のある子どもの育てにくさから、児童虐待につながったり、子ども自身も心の傷を負うなどの2次障害を生んだりするおそれもあります。それを防ぐためにも早期に発見し、早期から療育を受けることができる体制の整備は、非常に重要であると考えます。

そこで伺います

発達障がいのある子どもが増えている状況を踏まえ、早い時期に発達障がいが発見され、早い時期から療育を受けることができるよう、県は、どのような取組を進めているのでしょうか。

土井健康福祉部長答弁 議員お述べのとおり、発達障害は乳幼児期からその症状が現れ、早期に療育をはじめると、その治療効果は高くなり、青年期以降においても社会適応がしやすくなるとされております。また、適切な療育をおこなわないと虐待など二次的障害の問題が深刻になる可能性もあることから、早期発見、早期療育は支援の重要な認識いたしております。

早期発見におきましては、市町村の乳幼児検診におきまして発達障害が疑われる場合、保健師等による相談指導がおこなわれていますが、中には専門性や経験等の問題から十分な相談、療育がおこなうことが難しい事例もございます。このようなケースには奈良県発達障害支援センターにおいて発達障害児（者）およびその家族からの相談に応じ、専門性の高い指導助言をおこなっているところでございます。また、その専門性や蓄積されたノウハウをいかして市町村の現場職員等を対象とした研修にも取り組んでおります。

次に、早期療育につきましては、市町村を含め地域の療育機関による支援が不可欠であることから、発達障害支援センターに発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等への支援や医療機関との連携など地域支援機能の強化に取り組んでいるところでございます。

また、議員お述べの発達障害児医学的療育支援事業につきましては発達障害の可能性のある子どもを適切に医療や療育につなげるとともに、地域で実施される療育の質の向上を図るため、その支援体制の充実にとりくんでまいりたいと考えております。今後とも、より質の高い療育サービスが提供できるよう、地域の療育の支援にかかわる行政、学校、医療機関、療育機関等の連携を図り、支援の充実に取り組んで参りたいと考えております。

4、がん検診の受診率向上について

今井光子議員　がん検診の受診率向上について健康福祉部長に質問します。奈良県のがん対策については、がん対策推進計画の策定が全国で最も遅れたスタートとなりました。計画の策定は遅くてもがん対策が進むよう、議員提案として「奈良県がん対策推進条例」を制定するなど積極的な取組を進めてきました。

また、議会では全国に例を見ない、議員全員が加入する「がん議員連盟」を結成し、毎年患者さんとの懇談会を開催して要望を県に反映させる中で、奈良県のがん対策は大きく前進してきたと思います。

全国的な運動も活発に展開されています。去る10月19日に「第1回 地域と国をつなぐ乳がん、子宮頸がん検診促進全国大会」が東京の虎ノ門ヒルズで開催されました。超党派の国会議員の呼びかけで、全国から地方議員が参加し、奈良県からは私と山中議員が参加させていただきました。

国の「がん対策推進基本計画」では平成28年度を目標に、乳がん・子宮頸がんは受診率50%、胃・肺・大腸は当面40%を目指すとされています。また、奈良県は平成29年度に5がんとも50%とする目標を設定しています。

各国のがん検診受診率を調べてみますと、2013年 OECD Health data によれば乳がんでは、日本は36.4%なのに対し、アメリカ、オランダ、イギリスなどは70%~80%、中でも最も高いオランダでは85.6%の受診率となっています。遅れて検診の普及に取り組んだ韓国でも74.1%です。統計の取り方に多少の違いがあるかもしれませんが、それにしても諸外国に比べまだまだ受診率は低いと言わざるを得ません。

また、18歳未満の子どもをもつがん患者は全国で年間5万6千人に上るとの推計が国立がん研究センターから発表されました。その患者の子どもさんの数では8万7千人です。仮に100分の1が奈良県と仮定すると、実に870人もの子どもさんの親ががん患者ということになります。

私は「乳がんになったことを子どもにどう伝えたら良いのか悩んでいる」といった相談をいただきました。県教育委員会では、中学生・高校生に対してがんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識を深めるため、がん教育に関する教材リーフレットを作成するとともに、モデル校による授業を実施するなど、取組を進めていただいています。このような取組を通して、親と子が、がんについて正面から受け止め、勇気と希望を持って話し合いができるようになることを願っています。

2人に1人ががんになり、3人に1人はがんで命を落とす時代です。がんによる死亡者を少しでも減らすためには、がんの早期発見・早期治療が重要です。そのためには、一人でも多くの方にがん検診を受診していただく必要があります。

そこで伺います。

奈良県のがん検診受診率の現状はどうでしょうか。また、奈良県の目標であるがん検診受診率50%達成に向けどのように取り組んでいるのでしょうか、お答えください。

土井健康福祉部長答弁　本県のがん検診受診率は平成25年度で胃がん37.5%、肺がん35.5%、大腸がん35.8%、子宮頸がん39.2%、乳がん39.4%となっており、いずれも全国平均を2ポイントから3ポイント下回っております。

また、全国順位では34位から46位となっており、全国的に見ても低迷している状況でございます。県といたしましては、癌検診の受診率を向上させるため、受診対象者への個別受診干渉、未受診者への再干渉を実施する市町村に対しまして支援を実施しております。

平成26年度に取り組んだ川西町では大腸癌検診の受信者数が前年度より2.4倍に、王寺町

では子宮頸がんの検診受診者が1・8倍、乳がん検診では1・7倍に増えるなど、確実に成果があがっております。今後とも取り組みが広がるよう市町村を支援してまいりたいと考えております。

また、癌検診の機運醸成を図るため、平成24年度に癌検診をうけよう奈良県民会議を設立いたしました。現時点で、奈良県議会をはじめ、県内の経済労働団体、保健医療団体、がん患者会、市町村など116団体に会員としてご登録いただいております。昨年度、癌検診をうけない理由を調査いたしましたところ、時間敵意余裕がない、面倒だから、健康なので必要ないと回答した人が多かったことから、今年度は地域や家庭、職域、市町村、県それぞれの立場で癌検診をうけやすい環境づくりや正しい知識の啓発に取り組んでいるところでございます。

また、県議会議員の皆様をはじめ、多数の会員の方々の参加を得まして、毎年10月10日の奈良県がんと向き合う日には県民の方を対象にしたがん検診受診啓発キャンペーンを実施し、癌検診受診の働きかけをおこなっております。

このほか、平成25年度から草の根的なボランティア活動を推進する、癌予防推進員の要請に取り組んでおります。昨年度までに5つの市町で178名の方を養成し、今年度は新たに三郷町、高取町でも養成講座を実施しているところでございます。

今後とも市町村、県内各企業、団体と連携し、癌検診を受けやすい環境づくりと正しい知識の普及、機運醸成につとめ平成29年度までに受診率50%の目標を達成できるよう強力に取り組んで参りたいと考えております。

5、地域医療構想の策定について

今井光子議員 地域医療構想の策定について医療政策部長に質問します。「たとえひとりになっても寝たきりになっても最後まで安心して暮らせる奈良県に。」これは私が政治を志したときに目標においてきたことです。政治が行う事は所得再分配で格差と貧困をなくし、誰もが安心して生きていけるようにすることです。

奈良県は65歳以上が27.2%と4人にひとり以上。最も高い川上村で高齢化率は55.99%。今後医療や介護の必要がますます増えることは明らかです。

憲法25条が掲げているすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとした生存権や社会保障に対する国の責任を放棄して国民に自己責任を押し付け、社会保障の解体を進めています。

昨年成立した医療介護総合確保法により、政府は2025年に向けて、急性期中心の病床からの転換を進める計画です。法案では都道府県が地域医療構想を策定することとされ、その実現のため知事に権限が与えられます。そこでは2次医療圏ごとに「急性期機能」をはじめとする医療機能の分化と連携の方向性が盛り込まれました。

施設から在宅へという医療供給体制の転換方針の下、在宅医療の受け皿が不十分なままベッド削減ありきでは、行き場のない患者が増加する事になりかねません。入院基本料7対1の病院は在院日数18日以下とされていて、今でも「入院したばかりなのにすぐ退院先を見つけるように言われた。」「家から近いところがいいのに、遠くはなれたところしかなく、入院費よりもタクシー代のほうが高がついた。」また、「主人はがんでもう治る見込みがないからと退院させられた。訪問看護に来てもらっているが、もっとのどの奥の痰を吸引してとるように言われたが怖くてできない。」との80を超える妻の不安な声を聞いています。

在宅医療を支える訪問看護師も不足しています。緊急時にすぐに受けてくれる医療機関があることが在宅医療では不可欠です。

最後をどこで迎えるのか。2013年の人口動態調査によれば統計では死亡数127万人のうち病院75.

6%、診療所2.2%、老人ホーム5.3%、老人保健施設1.9%、自宅12.9%、その他2.2%です。都道府県別では、自宅死の割合は、東京が16.7%でトップ、2位は兵庫、そして奈良県は3位です。これまでは郡部のほうが家族に囲まれて自宅で亡くなることが多いという常識が通用せず、東京では自殺事故死因不明のすべての異常死のうち孤独死が自宅死総数の34%を占めたことがわかりました。奈良県の65歳以上高齢者世帯では一人暮らし、老夫婦のみの世帯が全体の半数を占めています。県は奈良県の実態をよく把握して今後の計画を策定する必要があります。

そこで伺います。

安心して最後まで暮らせる奈良県づくりを進め、必要な人に必要な医療を提供するために、地域医療構想において、どのような医療提供体制の構築を進めようとしているのでしょうか。

渡辺医療政策部長答弁

6、横断歩道の補修状況について

今井光子議員 横断歩道の補修状況について県警本部長に質問します。一旦停止や、横断歩道など道路に引かれている白線は交通安全のために欠かせない役割を果たしていますが、それが薄くなり、雨降りや、夜間には信号の手前の白線がわかりにくく、ひやりとした経験があります。私の地元からも、役場前の横断歩道が消えかかっている危険、小学校の横断歩道が1年以上前から要望しても、県の許可がなかなか下りず実行されないためやむなく、町が道路改修をして線を引きなおすことにした。などと聞いています。先日も、住民の方がどうしても見てほしいと、子どもの通学路の横断歩道がまったく消えているところを案内していただきました。朝は校長先生が、帰りは地元のボランティアが通学路の安全のため立っていますが、停止線も、ラインも、横断歩道も消えている中で、大きな車が入ってきたら心配だといわれていました。

共産党の地方議員団会議でこの問題が提起されたとき、うちも同じとたくさんの声が出るほど白線の問題は切実です。また南和の地域では子どもに横断歩道を渡りましょうと交通安全を教えたときに、「横断歩道はねずみ色か」と質問が出たとのこと。白線が消えかかっているときすぐに改善できるようにすべきと考えます

そこで伺います。

道路に引かれている横断歩道の標示が摩擦により消えているところが見受けられ、多くの補修要望があると聞いていますが、県内にどれだけの横断歩道があるのか、また、点検や補修はどのように行われているのか伺います。

羽室県警本部長答弁 県内の横断歩道の数は5514箇所、総数 であります。

(了)